

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成26年11月27日(2014.11.27)

【公表番号】特表2014-509191(P2014-509191A)

【公表日】平成26年4月17日(2014.4.17)

【年通号数】公開・登録公報2014-019

【出願番号】特願2013-551961(P2013-551961)

【国際特許分類】

A 2 3 L	1/221	(2006.01)
A 2 3 L	1/22	(2006.01)
A 2 3 L	2/00	(2006.01)
A 2 3 L	2/60	(2006.01)
A 6 1 K	8/60	(2006.01)
A 6 1 K	8/97	(2006.01)

【F I】

A 2 3 L	1/221	C
A 2 3 L	1/22	1 0 1 A
A 2 3 L	2/00	T
A 2 3 L	2/00	C
A 6 1 K	8/60	
A 6 1 K	8/97	

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月7日(2014.10.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ステビア抽出物であって、該ステビア抽出物の10重量%～約90重量%の範囲の濃度でレバウディオサイドBを含む、ステビア抽出物。

【請求項2】

レバウディオサイドBの濃度が、前記ステビア抽出物の約20重量%～約60重量%の範囲である、請求項1に記載のステビア抽出物。

【請求項3】

レバウディオサイドBの濃度が、前記ステビア抽出物の約15重量%～約30重量%の範囲である、請求項1に記載のステビア抽出物。

【請求項4】

レバウディオサイドBの濃度が、前記ステビア抽出物の約20重量%～約25重量%の範囲である、請求項1に記載のステビア抽出物。

【請求項5】

更に、前記ステビア抽出物の約20重量%～約90重量%の範囲の濃度でレバウディオサイドAを含む、請求項1～4のいずれかに記載のステビア抽出物。

【請求項6】

レバウディオサイドAの濃度が、前記ステビア抽出物の約40重量%～約80重量%の範囲である、請求項5に記載のステビア抽出物。

【請求項7】

甘味ステビオール配糖体化合物を含む甘味組成物であって、該甘味ステビオール配糖体化合物が、該甘味組成物中の甘味ステビオール配糖体化合物の総量の10重量%～約90重量%の範囲の濃度でレバウディオサイドBを含む、甘味組成物。

【請求項8】

前記レバウディオサイドBの濃度が、前記甘味組成物中の甘味ステビオール配糖体化合物の総量の約20重量%～約60重量%の範囲である、請求項7に記載の甘味組成物。

【請求項9】

前記レバウディオサイドBの濃度が、前記甘味組成物中の甘味ステビオール配糖体化合物の総量の少なくとも約15重量%かつ約30重量%以下である、請求項7に記載の甘味組成物。

【請求項10】

前記レバウディオサイドBの濃度が、前記甘味組成物中の甘味ステビオール配糖体化合物の総量の少なくとも約20重量%かつ約25重量%以下である、請求項7に記載の甘味組成物。

【請求項11】

更に、前記甘味組成物中の甘味ステビオール配糖体化合物の総量の約20重量%～約90重量%の範囲の濃度でレバウディオサイドAを含む、請求項7～10のいずれかに記載の甘味組成物。

【請求項12】

レバウディオサイドAの濃度が、前記甘味組成物中の甘味ステビオール配糖体化合物の総量の約40重量%～約80重量%の範囲である、請求項11に記載の甘味組成物。

【請求項13】

請求項7～12のいずれかに記載の甘味組成物を含む消耗品。

【請求項14】

前記甘味ステビオール配糖体の総濃度がその甘味閾値未満である、請求項13に記載の消耗品。

【請求項15】

前記甘味ステビオール配糖体の総濃度が約50ppm～約2000ppmの範囲であり、前記レバウディオサイドBの総濃度が少なくとも約20ppmである、請求項13に記載の消耗品。

【請求項16】

前記レバウディオサイドBの総濃度が少なくとも約50ppmかつ約500ppm以下である、請求項15に記載の消耗品。

【請求項17】

前記レバウディオサイドBの総濃度が少なくとも約100ppmかつ約400ppm以下である、請求項15に記載の消耗品。

【請求項18】

前記レバウディオサイドBの総濃度が少なくとも約200ppmかつ約300ppm以下である、請求項15に記載の消耗品。

【請求項19】

前記消耗品が、炭酸清涼飲料、粉末清涼飲料、缶やペットボトルの茶飲料、スポーツドリンク、乳飲料、ヨーグルト含有飲料、アルコール飲料、栄養飲料、フレーバーウォーター、ビタミン飲料、果実飲料及び果汁飲料からなる群から選択される飲料と、焼き菓子、スープ、ソース、加工食肉、果実の缶詰、野菜の缶詰、乳製品、冷凍菓子、砂糖菓子、チューインガム、ケーキ、クッキー、バー及び他の菓子パン類、シリアル、シリアルバー、ヨーグルト、エナジーバー、グラノーラバー、ハードキャンディ、ゼリーキャンディ、チョコレートキャンディ及び他の糖菓類からなる群から選択される食料品と、歯磨き粉、洗口液及びオーラルリンスからなる群から選択されるオーラルケア用品と、嗅ぎタバコ及び嗜みタバコからなる群から選択されるタバコ製品と、錠剤、舐剤及び懸濁剤からなる群から選択される医薬品と、サプリメント及びビタミンからなる群から選択される栄養補助食

品と、からなる群から選択される、請求項13～18のいずれかに記載の消耗品。

【請求項20】

消耗品を甘くする方法であって、有効量の請求項7～12のいずれかに記載の甘味組成物を該消耗品に加えることを含む、方法。